

特定個人情報保護評価書（全項目評価書） に対する意見募集の結果について

平成28年11月28日
東京薬業健康保険組合
企画部企画課

「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（案）」については、平成28年10月3日から平成28年11月2日までの間、ご意見を募集したところ、3件のご意見が寄せられました。

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する当組合の考え方を次のとおりご報告します。

皆様のご協力に厚く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進にご協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
1	<p>番号法では、主務省令で定める個人番号を利用しての健康保険法により保険給付の支給、保険料の徴収等を行う。</p> <p>適用関係、給付関係、徴収関係、個人番号管理の各機能でシステム機能する加入者の資格関係情報、給付関係、徴収関係情報を実施するため、個人番号及び被保険者で識別番号を管理して健康保険基幹情報、特定個人情報ファイルとして保有する。</p> <p>番号法で住民基本台帳で本人確認</p> <p>評価実施機関：東京薬業健康保険組合 部署 総務部 業務部 所属長 渡辺智明 仲井由広 番号法の利用が詳細に明記された「特定個人情報保護評価書」問題はありませんと思います。</p>	<p>個人番号を含む特定個人情報の取扱い、保管については「特定個人情報保護評価書」に基づき、最大限の注意を払い運用いたします。</p> <p>また職員等に対して、個人番号の取扱い及びシステムの操作方法並びに罰則について教育を徹底し、特定個人情報の安全管理及び適正な取扱いに努めます。</p>

2	<p>◇情報が漏えいし、損害を受けた場合の補償に関する規定がない。</p> <p>公共機関、企業において個人情報が漏えいしており、それに対する抜本的な防御手段や解決策がない現状です。</p> <p>この様な状況下で、マイナンバーを導入するのであれば、もし漏えいして損害が発生した場合の補償規定を設けなければ加入者は安心してマイナンバーを申告する事は出来ません。</p> <p>よって、マイナンバーを申告するにあたっては、損害金、社会的影響等、損害補償に関する規定をハッキリ文書にて明記し、その文書を情報提供者（受給者）に提供して頂きたい。</p>	<p>マイナンバーのセキュリティにつきましては「全項目評価書」に基づきリスク分析を行い、分析結果を基にシステムの改修を行います。</p> <p>また職員等に対して、個人番号の取扱い及びシステムの操作方法並びに罰則について教育を徹底し、特定個人情報の安全管理及び適正な取扱いに努めます。</p> <p>なお、「特定個人情報保護評価書」は「特定個人情報保護評価に関する規則」第14条で少なくとも1年ごとに記載事項の見直しに努めることが規定されています。</p> <p>また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の第11条で委託先の監督責任を、第57条で法人（個人番号利用事務実施者である健康保険組合等を含む）に対する罰則規定が定められています。</p>
---	---	--

3	<p>ヨーロッパに『Big brother is watching you!』という諺があります。これは“誰か（大きな兄弟）が、あなたの行動を見ていますよ！”という意味です。多くの場合、権力（国家など）が、個人一人々の生活・言動や思想・信条を監視することの危険性を戒める言葉として使われています。</p> <p>「マイナンバー」は、現政権があれこれメリットをあげて普及を強制しようとしていますが、私は以下の理由で、導入すべきでなく、むしろ廃止すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 個人を特定する場合、免許証・保険証・住民票などによる、現在のシステムが充分に機能しています。 (2) 政府がメリットとして宣伝しているのは、”コンビニで住民票が取れます”とか”保育所入所に便利ですよ”と言うレベルのもので、本当の狙いを隠した、いずれも必然性のないものばかりです。 (3) 「マイナンバー」の本当の目的は所得の把握（ただし、課税するかどうかは別の政治的な問題）と個人情報（行動範囲、購入品、図書傾向、健康情報など）の取得です。 (4) 『評価書』にある通り、「マイナンバー」を管理するために事業者・組合は大きなリスクと負担を強いられることになります。かつ、システムに不具合が生じた時は、復旧費用、対応する組合職員への過重負担などが発生します。しかも、もと 	<p>マイナンバー制度は①公平・公正な社会の実現②国民の利便性の向上③行政等の効率化を目指し、社会保障、税、災害対策の分野で個人の情報を正確かつ効率的に連携させるための制度です。</p> <p>社会保障分野として健康保険、介護保険等の事務が対象となっており健康保険組合も該当することとなります。</p> <p>マイナンバーのセキュリティにつきましては「全項目評価書」に基づきリスク分析を行い、分析結果を基にシステムの改修を行います。</p> <p>また職員等に対して、個人番号の取扱い及びシステムの操作方法並びに罰則について教育を徹底し、特定個人情報の安全管理及び適正な運用に努めます。</p>
---	--	---

	<p>もと必然性のないもののリスクのために、すべてを事業者・組合の負担で！</p> <p>(5) なおかつ、どれだけ大金をつぎ込んで厳重に管理したとしても、100%の安全はありません。すでに、カード発行に伴うシステムの停止や窓口での混乱が、それを物語っています。また、サイバー関係の学会・研究会の報告によれば、”情報漏洩”の約8割から9割が、無意識であれ意図的であれ、人が犯す人為的なミスであると言っています。</p> <p>「マイナンバー」によって紐づけされた個人情報の、恐るべき漏えいのリスクを、国民一人々が負うことになります。</p> <p>(6) そもそも皆さんは、Big brother（大きな兄弟）が監視する社会に住みたいですか？</p>
--	---